

がん登録の実務者を支援する - 大阪府の試み -

松本 吉史* 石田 理恵 岡元 かおり 田淵 貴大
井岡 亜希子 宮代 勲 津熊 秀明

1. 背景

大阪府では「がん対策推進条例」が平成 23 年 4 月 1 日に施行された。本条例は、がん対策を府民とともに推進することを目的としており、項目の一つとして「がん登録の推進」が挙げられている。一方、標準登録様式に基づく院内がん登録実施のみならず、地域がん登録への協力および届出が、がん診療連携拠点病院の指定要件となり、DPC 係数（診療報酬）にも大きくかかわることになった。施設としてもどのように登録するか的重要性は増している。

2. 目的

がん登録において精度の高いデータを得るため、医療機関におけるがん登録実務者を支援する体制を都道府県がん診療連携拠点病院として構築・実践する。

3. 経過と現状

大阪府がん登録は昭和 37 年 12 月より開始された。地域がん登録への届出数は平成 20 年から急増しており、平成 22 年は 64,648 件と平成 20 年の約 2 倍となった。急増の要因として、がん登録が診療評価のみならず経営に与える影響が大きくなったこと、府指定の拠点病院が増えたことがあげられている（平成 23 年度現在、国指定と府指定 57 病院）。井岡らは、平成 21 年 12 月のがん登録関連研究班主任研究者会議において、「わが

国におけるがん登録（地域・院内）の体制（案）」を発表し、効率よくがん登録が行われるよう、国、都道府県、都道府県地域がん登録室、医療機関の関係を明示し、がん登録スペシャリスト育成の重要性を示した。大阪府においては、平成 23 年 7 月のがん診療連携協議会・がん登録部会での承認を経て、大阪府がん登録における支援体制を強化することとなった：(1) 質問の受付（Q&A 作成）、(2) 模擬カルテ研修・出張訪問研修、(3) 実務者参加型研修（ワーキンググループ（WG）を設置して内容を協議）

4. 今後の展開

がん対策の基礎となるがん登録の精度向上と活用推進には、がん登録の体制整備が欠かせない。大阪府では、今年度より 3 年かけて各医療機関との連携強化と実務者支援を行う予定である。がん登録は入力・登録からデータ活用までが一つの流れであるが、そのデータ活用に対する実務者からの研修要望が高いことを踏まえ、実務者支援には「データ活用研修」を含めている。また、WG を通じ現場の意見を収集し、集合研修のみならず、ニーズに応じた参加型研修を開催することとし、今後は近畿ブロックとして拡大していく方針である。これらであがった意見や問題点を、がん登録部会を通じ府へ提言していく。

*大阪府立成人病センター がん予防情報センター 企画調査課
〒537-8511 大阪市東成区中道 1-3-3
